

酒類・加工食品業界標準化推進会議 規程

(名称)

第1条 本会議は、「酒類・加工食品業界標準化推進会議」と称する。略称を「標準化推進会議」とする。

(目的)

第2条 本会議は、酒類・加工食品業界のメーカーと卸を中心とした商取引等に関する各種情報交換業務の標準化を推進する事で、業界全体の発展に寄与する事を目的とする。

(活動内容)

第3条 本会議では第2条に定める目的を達成するため次の標準化推進活動を行なう。

- ①問題意識やニーズの高い標準化すべきテーマを取り上げ、議論し方向づけを行ない、標準化を実施し普及推進する。
- ②標準化の必要性が高まる可能性のあるテーマを取り上げ、情報交換を行ない、将来に向けての認識の共有を図る。
2. 本条1項に掲げる活動に関連する官公庁、業界団体等との情報交換と適切な連携を図る。
3. 特定企業の営利目的のみのテーマは、これを本会議では取り扱わない。但し本会議の目的に沿った範囲では、特定企業の提供する商品・サービス等に関する事項を取り扱う事を妨げない。

(本会議の構成員)

第4条 本会議の構成員は、本会議の主旨（第2条の目的および第3条の活動内容）に賛同するメンバー企業と事務局とする。

(メンバー企業)

第5条 メンバー企業は、原則として酒類・加工食品業界のメーカーおよび卸とする。

2. メンバー企業は以下のことを行う。
 - ①業界の先頭集団として積極的に標準化を推進する。
 - ②本会議への標準化すべきテーマの起案と関連情報入手時の共有および標準化の実施と普及に取り組む。
 - ③本会議に関する窓口担当者を選定し事務局へ申告する。メンバー企業が定めた本会議に関する窓口担当者の呼称を「メンバー」とする。
3. メンバー企業は、本会議の構成員である旨を公表することを承諾する。

(事務局)

第6条 本会議の事務局は、株式会社ファイネットとする。

2. 事務局は、担当者を定め以下のことを行う。
 - ①第13条に定める会議体の運営のサポートおよび運営に必要な事務全般

- ②第3条に定める活動内容に必要となる事項(関連情報の収集・共有を含む)
- ③メンバー企業相互の交流を図る機会の設定
- ④情報収集の結果から必要性が認められる場合の検討テーマの起案
- ⑤加盟・脱退に関する事務全般

(メンバー企業の加盟)

第7条 新たに本会議のメンバー企業になろうとする企業は、本規程に合意の上、別に定める所定の書面で事務局への届け出を行い、メンバー企業の過半数の賛同を得なければならない。

(メンバー企業の脱退)

第8条 本会議のメンバー企業が本会議から脱退する場合には、別に定める所定の書面等で事務局に届け出ることにより随時任意に脱退する事ができる。

2. 以下に示す事態が発生した場合には、特段の届け出が無くとも脱退したものとして取り扱う。

- ①メンバー企業が存続しないことが判明した場合
- ②メンバーと3か月以上連絡が取れない場合

(メンバー企業の除名)

第9条 メンバー企業が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、メンバー企業の過半数の賛同によって除名できる。

- ①本規程に著しく反する行為を行ったとき
- ②本会議の名誉を毀損する行為を行ったとき
- ③本会議の運営を阻害する行為を行ったとき
- ④その他除名すべき合理的な事由がある場合

(幹事)

第10条 本会議には、若干数の幹事を置く。

- 2. 幹事は、本会議の運営に関し、取り扱い対象や取り組み方について原案作成等に携わる。
- 3. 幹事は、メンバー企業から、立候補または前任幹事の指名により候補社を定め、過半数のメンバー企業の賛同をもって決定する。
- 4. 幹事の任期は1年とし再任を妨げない。
- 5. 1年は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 6. 幹事が任期途中でやむを得ず交代する場合には、当該幹事が後任を指名し、過半数のメンバー企業の賛同をもって決定する。

(オブザーバー)

第11条 本会議には、必要とする関係者をオブザーバーとして招聘できることとし、招聘にあたっては、あらかじめ幹事の承認を得る。

2. オブザーバーは、特定のテーマに関する有識者、特定の標準仕様に関する検討の際の専門家等を想定するが、それらに限定しない。

(会議体の体制)

第12条 本会議には、「全体会議」「テーマ別会議」「テーマ別勉強会」を設置する。

(全体会議)

第13条 本会議のメンバー企業全てが参加する意思確認の場として、「全体会議」を置く。

2. 「全体会議」では、以下のことを行う

- ①本会議の運営に関する事項の検討と決定
- ②本会議で取り扱うテーマの選定
- ③本会議で取り扱うテーマに関する、普及推進活動の検討・施策の策定
- ④「テーマ別会議」の設置に関する検討と設置判断
- ⑤「テーマ別会議」の進捗状況確認と継続可否判断、成果物の承認
- ⑥本会議で取り扱うテーマに関する情報共有
- ⑦酒類・加工食品業界で共有すべき情報や、関連業界団体の動向、標準化に関する情報共有
- ⑧その他、第2条、第3条の内容に関する事項
- ⑨当規程の変更

3. メンバーは「全体会議」に出席し、各企業の立場で意見を提示する。

4. 通常の決定事項は、「全体会議」出席者の過半数の賛同をもって決定できる。

5. 本会議で重要な承認をする際には、議決をもって執り行う。重要な承認は「当規程の変更」「重要な成果物の承認」などが含まれるが、それらに限定しない。

6. 議決にあたっては、各メンバー企業が1つずつの議決権を行使できる。

7. 議決は、メンバー企業の過半数をもって決する。

8. 「全体会議」の議事は、幹事が進行する。

9. 「全体会議」の議事録は、事務局が「全体会議」終了日から第5営業日以内に作成し、全てのメンバー企業にこれを配布する。

10. 資料は、事務局が「全体会議」前日までにメールに添付して送付する。メンバーは、必要に応じて、印刷し、持参のこと。事務局は、資料の印刷物を用意しない。

(テーマ別会議)

第14条 「全体会議」は、取り扱う主要なテーマについて、必要に応じて「テーマ別会議」を設置する。

2. 「テーマ別会議」は、進捗状況と成果について、「全体会議」への報告を実施する。

3. 「テーマ別会議」の構成員は、メンバー企業からの自薦で決定する。

4. 「テーマ別会議」には、原則としてリーダーを置く。リーダーは「テーマ別会議」で互選する。

5. リーダーは、「テーマ別会議」の活動を総括する。

6. 「テーマ別会議」の議事録は、事務局が作成し、「テーマ別会議」の全ての構成員にこれを

配布する。

7.「テーマ別会議」の設置期間は、これを制限しない。

(テーマ別勉強会)

第15条 多くのメンバー企業の要望するテーマに関して、講師を招聘するなどして「テーマ別勉強会」を開催することができる。

2.「テーマ別勉強会」の開催要否については、事務局が決定する。

(費用)

第16条 本会議は、メンバー企業から一時金や年次あるいは月次等の費用を徴収しない。

2. 開催場所までの旅費・交通費等は、各メンバー企業と事務局がそれぞれに負担する。

3. 開催場所は、原則として事務局が準備する。

4. オブザーバーや「テーマ別勉強会」の講師の招聘にあたり必要な費用については、原則として事務局が負担する。

5. 前項の定めにかかわらず、必要な場合にはメンバー企業の実費負担等について「全体会議」で検討する。

(秘密情報・権利)

第17条 メンバー企業および事務局は、本会議の活動によって知り得た他のメンバー企業の秘密情報について、第三者に開示提供してはならない。メンバー企業および事務局には、本会議脱退後も本条を適用する。

2. メンバー企業および事務局は、自ら提示する情報が秘密情報に該当する場合は、提示時にその旨を明示するものとする。開示を許諾する範囲の明示は、「出席者のみ」「メンバー企業のみ」などと表現する。

第18条 本会議での成果物の著作権は、本会議に帰属するものとする。

2. 本会議外に公開する成果物については、メンバー企業以外のいかなる第三者の利用も無償で認めるものとする。

3. 成果物の利用にあたって、メンバー企業および第三者に生じたいかなる損害も本会議は賠償の責を負わない。

以 上

附則 本規程は、2017年4月1日より適用する。

2017年3月14日制定

2019年4月1日改定

本規程は、2023年9月15日一部変更し、2023年10月1日より適用する。